

## 平成 25 年度第 2 回八戸市子ども・子育て会議議事録

### 【日時】

平成 25 年 9 月 2 日（月）14:00～15:35

### 【場所】

八戸市庁 本館 3 階 第三委員会室

### 【出席者】

(1) 出席委員（委員一覧順：13 名）

前澤委員、坂本委員、関川委員、畠山委員、山西委員、椛沢委員、田頭委員  
田中委員、阿部委員、小向委員、瀧澤委員、長澤委員、岡本委員

(2) 事務局（10 名）

石田福祉部長（兼）福祉事務所長、加賀福祉部次長（兼）こども家庭課長、

【こども家庭課】

池田参事（家庭支援GL事務取扱）、工藤副参事（こども支援GL）、  
森林主幹（子育て給付GL）、上村主事、吉田（和）主事

【健康増進課】

鈴木参事（母子保健GL事務取扱）、佐々木主幹（地域医療GL）

【教育指導課】

千葉副参事（青少年GL）

### 【会議次第】

1 開会

2 議事

(1) 八戸市次世代育成支援行動計画後期計画の実施状況について

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について

(3) その他

3 閉会

## 議事録

(開会 14:00)

### ○司会

それでは、只今から、平成 25 年度 第 2 回八戸市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日は、所用のため出貝様、松井様、小笠原様、荒谷様の 4 名が欠席となっておりますので、17 名中 13 名の出席でございます。八戸市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、早速ではございますけれども、議事に入らせていただきます。

会議の議長は、当会議条例第 7 条により、会長が務めることになっておりますので、坂本会長、議事の進行をお願いします。

### ○会長（議長）

(あいさつ)

### ○会長（議長）

それでは、皆さまの、ご協力をいただきまして、円滑に議事を進めて参りたいと思います。よろしく申し上げます。

早速ですが、次第に基づきまして、本日の議事に入ります。

はじめに、議事の(1)「八戸市次世代育成支援行動計画後期計画の実施状況について」でございますが、本日は、関係課として健康増進課、教育指導課の職員も出席しております。それでは事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

事務局の吉田です。よろしくお願いいたします。議事(1)についてですけれども、少々説明が長くなりますので、失礼して、着席した上でご説明をしたいと思います。

ではまず、事前に送付しております資料、八戸市次世代育成支援行動計画後期計画をお手元にご用意ください。

まず、この計画がどういうものなのか、簡単にご説明したいと思います。

表紙をめくっていただきますと、「はじめに」という部分がありますので、そちらをご覧ください。

急速な少子化と核家族化の進展、加えて地域のつながりの希薄化など、子どもと子育て

家庭を取り巻く環境の変化を受け、国において平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。平成17年からの10年間で集中的、計画的な取り組みを進め、新たな少子化対策・子育て支援対策の第一歩を踏み出したものとなっております。

これを受け、当市でも子どもを生みたい人が安心して生めるような環境整備を図り、未来の八戸市の担い手となる子どもたちが、健やかに育つことができる環境づくりを進めるため、平成17年2月に「八戸市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年度からの5年間、前期計画として推進に取り組んで参りました。

そして、現在、前期計画を見直し、ニーズ調査等に基づき平成22年3月に後期計画を策定し、取り組んでいるところでございます。

この計画に基づき、「未来をになう子どもを育てるまちづくり」を目指し、子どもたちは「八戸市の宝」と位置付け、地域、企業を含めた社会全体で支援する施策を推進しているところであります。

続きまして19ページをご覧ください。この計画の体系図について簡単にご説明します。

まず、「未来をになう子どもを育てるまちづくり」を目指し、基本的な考え方を「子どもへの支援」、「親への支援」、「地域への支援」と3つにまとめております。

その3つの基本的な考え方を支える7つの基本方針があり、その基本方針を実現するための基本的施策がさらに設定されております。具体的に申しますと、基本方針の1つ目「1地域における子育て支援」を実現するための基本的施策が、地域における子育て支援サービスの充実の外3つの施策ということです。その基本的施策には、さらに小項目を設けている場合もございます。また、その基本的施策を実現するために、より細かな具体的施策として事業を設定し、「未来をになう子どもを育てるまちづくり」の実現に向けて取り組んでおります。

この具体的施策は廃止となった事業も含め現在220事業あり、その実施事業について今からご説明していきたいと思っております。

なお、こちらの資料は22年3月に作成したものですので、データなどが古いものですが、参考になさっていただければと思います。

それでは、資料1をご準備ください。A4版の資料1ページ「1.平成24年度登載事業の変更点」をご用意ください。

「(1)機構改革による担当課の変更」では、スポーツ振興課の名前の変更になっておりません。

「(2)廃止事業一覧」、こちらは、子育て情報誌の作成と、芸術・文化活動の支援事業が廃止となっております。

「(3)評価の指標及び目標値の変更一覧」では、評価の仕方の見直しにより、目標値を変更した事業を一覧にしております。24年度は4事業の変更がありました。

廃止理由と目標値の変更理由については、実施状況の説明の中で取り上げたいと思っております。

続きまして、評価の仕方についてご説明いたします。

A3 サイズ・横版の「調査票」と A4 サイズ・横版の「評価項目と評価基準」を併せてご覧下さい。

評価は、事業担当課による第一次評価と、こども家庭課による第二次評価がございます。例として、「事業 3：病児・病後児保育事業」をご覧ください。表の中央にあります「平成 24 年度実施状況及び担当課による自己評価（第一次評価）」の欄に、実施状況と達成状況がございます。

実施状況は大文字の A から D までの 4 段階で評価しております。

- A：実施した、
- B：検討したが実施には至らなかった、
- C：検討も実施もしなかった、
- D：23 年度で廃止した、

となっております。

この事業番号 3 は 24 年度に実施しておりますので、評価は「A」となっております。

続いて、達成状況の欄は小文字の a から c の、3 段階で評価しております。

- スモール a：計画以上に達成できた、判断基準は目標値以上の場合、
- スモール b：ほぼ計画どおりに達成できた、目標値の 85% 以上の場合、
- スモール c：計画には及ばなかった、目標値の 85% 未満の場合

となっております。

目標値が数値ではなく、「継続」となっているものについては、数値の評価ができないということで、担当課の判断に任せております。

指標である「実施箇所数」の目標値「病児・病後児各 3 箇所、合わせて 6 箇所」に対して、平成 24 年度は「病児が 2 箇所、病後児が 3 箇所、合わせて 5 箇所」で実施しておりますので、達成率は  $(5 \text{ 箇所} \div 6 \text{ 箇所})$  で約 83% であり、スモール b 基準の 85% に達していないため、「スモール c：計画には及ばなかった」という評価になっております。

もうひとつの指標である「のべ利用者数」についても、同様に計算しますと達成率は約 89% であり、こちらは「スモール b」という評価となっております。

「次世代育成支援の視点の導入状況」欄では、どのような視点でその支援事業を実施しているのかを、①～⑧の中から選択し、その事業内容を記載しております。

この事業では、「④：事業の情報が、対象者へ効果的に届くよう工夫した」を選択し、具体的な内容が「ホームページ掲載による周知」となっております。

次に、こども家庭課による第二次評価ですが、基本的施策ごとに設定される全ての指標の数に対し、達成状況が「スモール a」または「スモール b」の評価となっている指標の割合で判定しております。

「スモール a」「スモール b」の割合が

70% 以上なら ☆（しろ星）3 つ：順調に取り組まれている。

50%以上 70%未満なら ☆（しろ星）2つ：概ね取り組まれている。

50%未満なら ☆（しろ星）1つ：より積極的な取り組みを期待する。

「スモール a」「スモール b」が全くない場合については★（くろ星）1つ：実施または計画達成に向けての取り組みが必要である、

となっております。

この事業番号3から8までの6事業では、合わせて10の指標に対して、達成状況が「スモール a」、「スモール b」の評価は7つですので、 $7 \div 10$ で70%「☆☆☆（しろ星）3つ：順調に取り組まれている」という評価になります。

さらに、『評価コメント』としまして、「評価できる事業実施状況は◎」、取組の工夫が必要と思われるものについて「今後の課題は△」を記載しております。

それでは、もう一度A4用紙、2ページの2.基本方針ごとの実施状況をご覧ください。

先ほどご説明した評価結果を、7つの基本方針ごとに集計しております。基本的施策33項目中のそれぞれの評価をとりまとめておりますが、詳細は全体説明の最後にお示ししたいと思います。

続きまして、3.重点推進項目の達成状況についてです。

こちらは、ニーズ調査を基に、具体的施策220事業の中でも、より一層の推進が必要な事業として「重点推進項目」と位置づけている12事業があり、その達成状況を一覧にしています。達成状況がc評価の事業については、この後の説明の中で、理由等をお示ししたいと思います。

それでは、A3サイズ・横版の平成24年度実施状況についての説明に移らせていただきます。各事業の実施状況については、1つずつではなく項目ごとに見ていきたいと思います。

それでは、15分の1ページ目、基本方針1「地域における子育ての支援」について。

基本方針の「ア 地域における子育て支援サービスの充実」の中(ア)「居宅における子育て支援事業」はファミリーサポートセンター事業を含む2つの事業を具体的施策としております。事業担当課による自己評価は、実施状況がいずれもA「実施した」で、達成状況はいずれもb「ほぼ計画どおり達成できた」でした。この達成状況により、(ア)の事業に対しは、「順調に取り組まれている」という第二次評価をこども家庭課でしております。

続いて、(イ)「保育所等の施設における子育て支援事業」です。6つ事業について、達成状況より、「概ね取り組まれている」という二次評価をしております。

ここで、「事業番号6：認可外保育施設助成事業」について、目標値の変更がございます。認可外保育施設が年々減少していることから、施設数ではなく、目標値を全施設とし、その助成事業実施施設数で達成状況を評価することに変更いたしました。

また、重点項目事業番号3・病児・病後児保育事業の推進、事業番号8・放課後児童健全育成事業の推進につきましては、達成状況に一部cが含まれている部分もありますが、前年度に比べて実施箇所数が拡大し、順調に利用者数が増えております。

続いて(ウ)「地域の児童の養育に関する情報の提供および助言を行う事業」。

ここに含まれているファミリーサポートセンター事業のように、同じ事業が、具体的施策として複数回含まれている場合があります。その場合は、わかりやすいように、黒帯にし、事業概要に事業番号を記載しております。こちらの7つの事業については、順調に取り組まれているという評価をしております。

続いて、2ページ目をご覧ください。(エ)「子育て支援事業に関する情報の提供」。

再掲事業2つを含む4事業です。事業番号 18 以外は全て実施されており、「順調に取り組まれている」という評価をしております。「事業番号 18：子育て情報誌の作成」については、近年、子育てに関する制度の新設や改正が頻繁に行われており、隔年更新の情報誌では内容がすぐに古くなってしまふことから、パソコンなどの普及を考慮し、ホームページ又は広報誌による情報発信が時宜にかなうと考えられるため廃止となりました。

続いて「イ 保育サービスの充実」8事業について、順調に取り組まれています。事業番号 25「保育所地域活動事業」は、達成状況がcとなっております。23年度までは、4つの事業に補助するものでしたが、その内3つについては概ね保育所での事業実施が定着したことから、補助を廃止したことにより実施箇所数が減っております。

「ウ. 子育て支援のネットワークづくり」5つの事業について、先ほどの事業番号 18 廃止事業以外は全て実施されていますが、達成状況より☆2つの「概ね取り組まれている」と評価をしております。

3ページに移りまして「エ 児童健全育成」。こちらは、16事業について、児童手当に移行した事業 213 以外、全て実施されており達成状況により順調に取り組まれています。ここで、「事業番号 39：さわやか 八戸 グッジョブ・ウィーク事業」について、目標値の変更がございます。こちらは、中学校の統廃合により、学校数を変更するため、目標値を全中学校とし、その事業実施校数で達成状況の評価するため変更しております。

続きまして、4ページをご覧ください。基本方針2「母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進」に移ります。「ア 子どもや母親の健康の確保」21事業、5ページ「イ「食育」の推進」7事業、「ウ 思春期保健対策の充実」1事業、6ページの「エ 小児医療の充実」6事業については、廃止になった事業以外全て取組みがあり、その達成状況により第二次評価は4項目全て「順調に取り組まれている」となっております。

続いて、7ページをお願いします。

「ア 次代の親の育成」4事業、「イ 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備」の「(ア)幼児教育の充実」8事業についても、順調に取り組まれています。

8ページ、「(イ)確かな学力の向上」6事業については、全て実施されていますが、達成状況より、☆2つの「概ね取り組まれている」という二次評価となっております。こちらは昨年度と同様の二次評価となっております。

9ページ「(ウ) 豊かな心の育成」です。こちらは、22事業のうち、事業番号 101、102、109 以外はすべて実施されており、順調に取り組まれています。101 と 102 の2つの事業については、検討したが実施には至らなかった状況（B）で、その理由は、24年度中は事業

のスケジュールや内容について、具体的な部分が固まるまでには至らなかった、ということでした。

「事業番号 109：芸能・文化活動の支援事業」は、廃止となっております。23 年度まで、「八戸ジュニア・オーケストラ」等の団体に限定しておりましたが、24 年度から公募による補助金事業とし、「演奏会補助金」として市内に拠点を置く音楽団体に対し、音楽活動を支援することとなったため廃止となっております。

続いて「事業番号 114：教職員に対する啓発講座」に、目標値の変更がございます。こちらは、第 3 次八戸市男女共同参画基本計画に掲載されている教職員の啓発講座への参加率、注目指標と整合性を図るための変更となっております。この事業は、達成状況が c となっておりますが、こちらの理由としましては、自主的な参加ということもあり、目標達成には至っておりませんが、比較的参加しやすい夏休みに開催するなどの工夫が見られております。

10 ページ「(エ) 健やかな体の育成」6 事業については、順調に取り組まれております。

「(オ) 信頼される学校づくり」9 事業について、事業番号 127 以外は実施され、順調に取り組まれております。事業 127 が実施状況、達成状況共に C (c) となったのは、該当物件がなかったためです。

続いて、11 ページをお願いします。「ウ 家庭や地域の教育力の向上」の「(ア) 家庭教育への支援の充実」6 事業について、順調に取り組まれています。

「(イ) 地域の教育力の向上」6 事業について、事業実施はされていますが、達成状況より ☆2 つのおおむね取り組まれているという評価となっております。「事業番号 142: 教育支援ボランティア推進事業」の達成状況が c となっております。理由としますと、専門知識を要する活動依頼が多く、部活動の指導補助や、特別な支援を要する子どもの指導補助などの登録者が不足していること、また地域の支援でまかなえている部分もあり、派遣依頼自体が少なくなっているため、との事でした。

続いて、「エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進」こちらは、再掲の事業で、概ね取り組まれております。

続きまして、12 ページ基本方針 4 「子育てを支援する生活環境の整備」について。

まず、「ア 良質な住宅の確保」2 事業ともに実施し、順調に取り組まれています。

「イ 良好な居住環境の確保」6 事業について「概ね取り組まれている」となっております。ここで、重点項目 事業番号 147 公園整備事業の推進につきましては、達成状況が c となっております。これは既存公園の施設改築を行ったため、大幅な面積的整備にはつながらなかったためですが、前年度よりは一人当たりの公園面積が若干ですが広がっております。

「事業番号 152：市営住宅のシックハウス対策及び 24 時間換気システムの導入」については、市営住宅の建て替え事業の推進による建設戸数変更の為、目標値が変更となっております。

「ウ 安全な道路交通環境の整備」です。「事業番号 153：六日町地域くらしのみちゾーン形成事業」については、実施はされていますが、担当課の自己評価がcとなっておりまして、そのため★「実施または、計画達成に向けての取り組みの必要がある」との評価になりました。しかし、事業としては、毎年整備が進められており、26年度の完成に向けて着々と取り組まれています。

続いて、「エ 安心して外出できる環境の整備」2つの事業について、順調に取り組まれています。

「オ 安全・安心まちづくりの推進等」2つの事業については、概ね順調に取り組まれています。事業番号 157「都市公園の公園灯の整備・管理」ですが、達成状況は担当課判断によりcとなっていますが、地域住民の意見を反映させ、修理などの整備対応はきちんと行われております。

続きまして、13ページ基本方針5「職業生活と家庭生活との両立の推進等」について。「ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し」4事業と、「イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備」13事業についてですが、順調に取り組まれています。

続きまして、14ページ基本方針6「子ども等の安全の確保」について。「ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進」7事業、「イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」5事業、「ウ 被害に遭った子どもの保護の推進」3事業について、3項目全て順調に取り組まれています。

最後に、15ページ基本方針7「特別な支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進」について。「ア 児童虐待防止対策の充実」4事業、「イ ひとり親家庭等の自立支援の推進」9事業、「ウ 障がい児施策の充実」10事業についても、3項目全て順調に取り組まれています。

以上が、各基本的施策などについての状況と評価です。

では、ここで戻っていただきましてA4資料2ページ2.基本方針ごとの実施状況を再度ご覧いただきたいと思っております。

以上ご説明しましたように、24年度の実施状況を二次評価した結果、基本的施策33項目中「順調に取り組まれている」が26項目、「概ね取り組まれている」が6項目、「より積極的な取り組みを期待する」が0項目、「実施または計画達成に向けての取り組みが必要である」が1項目という結果となりました。

基本的施策のおおよそ8割が、順調に取り組まれています。項目の入れ替えはございますが、23年度と同じ実施状況結果となりました。

以上のことより、この計画で目指す「未来をになう子どもを育てるまちづくり」の実現に向け、順調に取り組まれていると思われまます。

続きまして、本日配布いたしました資料1-1「事前質問・意見回答一覧」をご覧ください。



委員の皆様事前に質問や意見を受け付けておりましたが、その中で4つの事業について事前質問・意見がございましたのでそちらについてご説明したいと思います。こちらは、事業担当課より回答がありましたので、読ませていただきます。

まず質問事項です。事業番号12家庭相談事業。担当課は、こども家庭課となっております。こちらの事業は、家庭におけるさまざまな悩み事や児童に関する非行・いじめ、虐待などの問題の相談に応じ、助言・指導を行う事業となっております。こちらに関して、質問が3つ出ております。家庭相談員は、どのような方が担当されていますか、という質問ですが、こちらに関しては、元小学校校長が担当されているとのことでした。

質問の2つ目です。児童相談所で行っている相談業務と重なっている部分が多いと思うのですが、市でこの事業を行っている意義について教えて下さい、という質問です。

こちらに対しての回答は、児童相談所の相談業務は、児童に関する虐待、一時保護、施設入所など緊急性がある事案を扱っています。それに対し市の相談室では、泣き声通報の調査など、比較的緊急度の低い児童虐待の相談を受けています。更に、子どもの養育及び躰に関する相談、適応障害、不登校、学校の担任先生の指導に関する相談など、幅広く家庭内や学校に関する様々な相談に応じております。という事でした。

質問の3つ目です。相談員1名で対応しているのですけれども、相談員1名ということですが、年間84件の相談を1名で担当するのは負担ではないでしょうか、増員できませんか、という質問がございました。

こちらの質問については、こどもの養育相談など大部分の相談は、来所者への助言で終了しております。また児童虐待に関する相談など訪問調査が必要なものについては、こども家庭課職員と連携・分担して対応しております。時期的に、相談が重なり、忙しい時もありますが、現在の体制で、概ね相談業務は支障なく実施されております、という事でした。

続きまして、意見を2つ頂戴しておりましたので、そちらについてご説明したいと思います。

事業番号96、97についてです。96スクールカウンセラー活動事業です。こちらは、スクールカウンセラーを小・中学校に配置し、いじめや不登校問題行動等について児童生徒及び保護者とカウンセリングを行うとともに、教職員の教育相談に係る研修の充実を図る事業です。

97については、心の教室相談員配置事業ですけれども、生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となりうる「心の教室相談員」を研究調査校に配置し、心のゆとりを持てるような環境づくりを行う事業（スクールカウンセラー配置校および小規模校を除いて実施）しているものです。

こちらについてのご意見ですけれども、児童生徒に対する相談事業について、中学校はスクールカウンセラーと心の教室相談員とでほぼカバーできていると思いますが、小学校の配置が少ないように思います。

小学校への配置について、相談員の増加（あるいは巡回という形で実施校を増やす）などの検討をしていただければと思います、との意見をいただいております。

こちらについては、教育指導課が担当課となっておりますので事前に意見を伺ったところ、心の教室相談員は、その業務上、密室等において1対1で相談を受けることから、情報管理に厳格であり、かつ品行方正であるなどの資質が求められます。ただ単に生徒が悩み等を気軽に話すことができ、ストレスを和らげるだけでは、お任せできない職種であると考えております。したがって、公募等による募集には適さず、信頼のおける教職員OBの方をお願いしているのが現状ですが、引き受けてくださる方を見つけるのが難しい状況だということです。

しかし、ご指摘のように心の教室相談員の果たす役割は非常に重要であり、学校からの配置要望が多く見込まれることから、教育指導課としても増員を希望している所です。

なお、スクールカウンセラーについては、その財源は1/3が国、残り2/3は県が支出する事業であり、増員を要望しているものの、県の状況や臨床心理士確保が難しいなどの理由で増員は見込めない状況です、という事でした。

続きまして、意見2. 事業番号190：児童虐待対策ケース会議（八戸市虐待等対策ネットワーク会議）について意見を頂戴しております。こちらの事業は、児童に対する虐待問題が発生した場合、関係する機関を参集し、対応策を検討する事業となっております。

こちらの意見としましては、虐待相談（通告）を受けたら、漏れないように対応するのは、当然のことであり、どれだけ迅速に対応できているのか（相談受理後何日以内）という視点で捉えることが重要と考えます。関係機関との連携を盛り込んでいるが、基本的には市役所内部の会議であると聞いており、構成メンバーを含め、会議のあり方そのものも検討が必要なのでしょうか、との意見をいただきました。

これについては、こども家庭課が担当ですので、そちらのほうから回答があります。

市では、児童虐待の相談を受けた場合、速やかに関係課が集まり受理会議を開催し、児童の安全確認・訪問調査等を行っております。そのうち緊急・深刻なケースについては児童相談所に報告し、対応をお願いし、それ以外のケースについては、一次対応を行った後、ケース検討会議を開催し、関係機関によりケースの検討を行い、今後の方針を決めております。現状では、市で扱うケースは、比較的緊急度、深刻度が低いケースであり、むしろ長期的見守りが必要なものがほとんどであり、学校、保育所、民生委員、児童委員等の関わりが求められるので、それぞれのケースに合わせて必要な関係機関にお集まりいただいております、という回答でした。

以上で、事前質問・意見についての説明とさせていただきます、少し駆け足になりましたが、これで議事1の説明を終わらせていただきます。

○会長（議長）

委員の皆様には前もってご質問等、あるいはご意見も受け取っていただいて、それも一

緒に説明とともに、回答もしていただきました。

大変多くの項目を実施しておりますが、何か質問等ございますでしょうか。

○委員

私から簡単に、事業ナンバー92番、学習用パソコン整備事業がございます。

今はこういう時代ですから、各家庭にもパソコンの1台や2台ある時代になっております。私も、議会に取り上げた経緯があるのですけれども、目標値として来年度で児童3.6人に1台となっておりますけれども、21年度で13.3人、24年度の事業実績を見ますと小学校が16.9人に1台、中学校が14.3人に1台と、達成率が25%前後ということになっているのですけれども、財源の問題が大きい部分だと思いますけれども、取り組みとしては評価しているのですけれども、26年度まで来年1年しかないわけですから、この見通しはどのように考えているのか教えていただきたい。

○会長（議長）

どなたかいませんか。

○事務局

こちらの事業については総合教育センター、教育委員会の部署ですけれども、見通しについてまでは伺っておりません。

○会長（議長）

こちらは後でいいですか。

○委員

それは後日で結構です。

109番、9ページですが、ジュニアオーケストラ等の補助金の廃止、公募による補助金事業としているのですけれども、実際こういう方向になって、あまり変わっていないとは思いますが、この方式になって、どのように前の制度と変わったのかですね。そのあたりわかりましたら。

○会長（議長）

はい、吉田さん。

○事務局

こちらは切り換えたことによって、申請が増えたかということでしょうか。

○委員

はい。

○事務局

そちらについても、後日の回答にさせていただいても大丈夫でしょうか

○委員

はい、わかりました。ではまた後で。

○会長（議長）

他にございませんか。はい。

○委員

パソコンに関しての続きみたいなものですがけれども、情報の発信でパソコンが普及しているので、隔年の情報冊子を辞めるというのがありましたけれども、パソコンの普及って、親世代で、普及しているように思うのですけれども実はそうでもないというのを、最近小学校の方で話をされていて、意外に使っていない、業務以外で使わない、そうでも無い気がします。

特に最近ではスマートフォンに変わってきて、ネットが見れるので、それで見れてしまう。それでパソコンが要らなくなって。ところが、スマートフォンは小さいので、八戸市のページは見れるのですけれども、小さいので、先に入って行き辛いのではないのかな。そう考えると情報を出すのは良いのですけれども、実は見たい世代が、要は見なきゃいけない世代がそこに行かない、触れることが実は無いのではと思うのですがどうでしょうか。

○会長（議長）

どなたか。次長。

○事務局

パソコンにつきましては、今の時代、子育ての関係で特に必要な世代というのは若い世代だと私は認識しております。今の20代30代の方々というのは、パソコンにかなり慣れた世代で、実際は持ってらっしゃる方がかなり多いかと思えます。それよりも、もう少し40後半とか50になってくるとわかりませんが。

今、市のホームページをもう少し見やすいように再編、見直しをかけてございます。その中で、極力スマートフォンにも見やすいような形で、画面を細めにして見やすいようにできないかということも検討しております。どこまでできるかは、実際やってみないとわからない部分もございましてけれども、只今、見直しを進めている状況でございます。

○会長（議長）

よろしいですか。他にございますか。

○委員

地域における子育て支援の（イ）、保育所等の施設における子育て支援事業のところですが、平成26年度の目標値の中には、保育所以外の部分も考えていらっしゃいますか。

○事務局

何番でしょうか。

○委員

15の1の（イ）です。

○事務局

事業ナンバーは。

○委員

事業ナンバーは3から8。具体的に申しますと、他の市町村では、例えば認定こども園であったり、私立の幼稚園が子育て支援事業を行っているところもあるやに伺っております。そういう意味で、八戸市の場合、今のところは認可の保育所に限定されての子育て支援の事業という解釈でしょうか。それとも、平成26年度には認定こども園や、認可された幼稚園でも、このような子育て支援事業を行うことができるように考えていらっしゃるのかお聞きしたかったのですが。

○事務局

これについては、今現在後期計画の4期目となっております。前年からずっとこの計画内容でやっていくところですが、今、幼稚園と言えは教育関係で、幼稚園の部分は外して、保育所関係のみに限定して計画を作成しております。ですので、今これについて、幼稚園を追加する予定はないです。

○委員

認定こども園の方はいかがでしょうか。

○事務局

認定こども園についてですね。内容を見ますと、主に保育所の基本的業務以外で、付加

的な業務、延長とか一時預かりとか休日保育とかいったものについて事業名が記載されておりますので、もし、認定こども園の方でこういった業務を実施していくのであれば、追加ということも十分あり得ると考えております。

○会長（議長）

よろしいですか。他にありますか。

○委員

128番で学校施設の修繕、営繕です。トイレに関してなんですけれども、ぽつぽつとトイレの改修工事が行われてまして、進んでいます。洋式と和式のトイレの比率で、洋式が1カ所しかなくて並んでしまったりとか。今の子どもたち、特にこれから入っていく子どもたちは、洋式しか、という子どもも多いように聞いております。そして、今年、結構な数が工事したと聞いているんですけれども、そのへんですね、洋式化というのはどのように考えているのか、計画を教えてください。

○会長（議長）

これについて回答できますか。

○事務局

これについても、教育総務課で担当しておりますので、お聞きしてご回答申し上げたいと思います。

○委員

例えば、何年前に改修して、新しくなったんですね。その時に生徒が期待して洋式になるんだろうと思っていたが、その部分はまるっきり変わらず、というのがあったので。また今年あったとしても、やらないとか、中身の問題でどうなのかなという気がします。

○会長

それも含めて、回答してください。

○委員

下長小学校ですが、今年十月から改修工事に入るといことで、総務課から来て、学校と委員会で相談した上で、業者も入って、学校の要望を聞いてくれます。ですので、本校の場合、全部洋式ではないですが、やはり和式でなければという子どももいると思いますので、できるだけ女子トイレについても、個室を増やして頂きたいという要望と、最低でも半々にして頂きたい、ということ、お話をしたのですが、ある程度は聞いていただき

たいていおりますので、なんとか、洋式の方もできるということでいろいろ相談しながらや  
っていけるという現状です。

○会長（議長）

答弁になったみたいですね。

○委員

これは、この後の話の内容にも関わってくることなので、今ここで言っていていいかとい  
うところもあるのですが、私の方からも聞きたいのですけれども。

先ほど、事業番号6認可外保育施設助成事業ということで、全施設へ助成するという目  
標値になっていますが、新制度の話の中で、認可外保育所の認可化ということに力を入れ  
るとなっていますけれども、八戸市はどのような方向で行くか、今のところ考えているかど  
うか、というところをお聞きしたかったのですけれども。

○事務局

認可外保育については、私、春頃に認可外保育園の方々とお話しした時に、認可に向け  
てというのは中々厳しいというお話をされてございました。認可外の運営状況も若い保育  
士さんも集まらないという状況で、自分たちで、園長さん方が一生懸命頑張っているとい  
う状況があって、認可に移るという話までは、まだ意識があまりいっていないのかなとい  
う感じを私は受けております。現実にはどうかという話は、本当の公式見解の場で聞いた  
わけではございませんけれども、談話の形式で話をしたときは、このように感じたところ  
です。

○委員

ありがとうございました。

○会長（議長）

他にございませんか。

○委員

事業番号の190番の関係で、事前質問意見の2番で、回答内容でだいたい意味は分か  
ったのですけれども、深刻なケースは児童相談所において、それ以外のケースはこの  
会議だというお話のようでも、質問の中にも書いたのですが、例えば24年度で  
見ると38件あった。その中で児童相談所においてしたのが何件あって、この会議で取り  
上げたのが何件あって、191番に連絡会議というのをやっているのですが、そっちに回  
したのが何件、その内訳の中身がわかれば参考までにお聞きしたい。あと、会議の名称が

カッコ書きしてあるのですが、この名称は何なのか教えていただきたい。

○会長（議長）

件数わかりますか。

○事務局

事務局こども家庭課の池田と申します。昨年度38件、このカウントの仕方としますと、1世帯で3人の子どもがいる世帯に相談に乗りますと3件とカウントしています。そして、実際には38件のうちの22世帯になります。その内で、実際に傷、痣があるといえますか、市では対応しきれないという件数が、1世帯ございまして、児童相談所へ1世帯送致という形で対応をお願いしたケースがございます。

カッコ書きについては、八戸市で平成23年に虐待等の防止の条例を作りまして、23年中に児童、障がい者、高齢者、DV、それからいじめの問題も、すべての虐待のことについて対策を練る会議を立ち上げまして、その名称が虐待等防止対策会議となっております。平成17年に、今の虐待等防止対策会議の前身として、市内の方から有志の方で集まっていた虐待に対する会議で、内容としては、先ほどの児童だけを含まず、高齢者とか障がい者等の虐待も全部含んだ八戸市虐待等対策ネットワーク会議を作っております、その会議の名称となっております。以上になります。

○委員

23年に立ち上げた八戸市虐待等対策会議の。

○事務局

これの前身となっております。

○委員

児相に送致したのが1世帯、22世帯のうち1世帯を除いた21世帯は全部この会議に全部諮っているのでしょうか。

○事務局

そうです。

○委員

191番で連絡会議とありますが、そっちに行くのはどのようなケースですか。

○会長（議長）



どうぞ。

○事務局

191番のこども家庭相談連絡会でございますが、月に1回開いている会議で、参加している機関が、こども家庭課、健康増進課、教育指導課、八戸児童相談所の4者でありまして、市で関わったケースは全てそこで紹介して、どちらかというところ児童相談所の方にご指導いただいているといたしますか、こういう対応をしたということを報告して、それに対して助言をいただいているという中身になっております。基本的には、その会議でやっているものは、そのまま会議で報告して引き続き市で対応しているということです。

○会長（議長）

よろしいですか。他にございませんか。

それでは、無いようでございますので、只今の八戸市次世代育成支援行動計画後期計画平成24年度の実施状況については、承認頂いたものとして取り計らいます。

なお関係課の職員の方々は退室しても構いません。

次の議事（2）については、国から、新制度の基本指針の案が示されましたので、その内容について事務局から報告を願います。

○事務局

それでは、資料2「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」の内容についてご説明します。説明が長くなりますので座ったままで説明させていただきます。

この基本指針は、子ども・子育て支援法第60条の規定に基づき内閣総理大臣が定めるものとされております。定める内容といたしまして「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備」「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保」「その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進する」ための基本的な指針と位置づけられておりますことから、今後、本市が子ども・子育て支援新制度に基づき施策を実施する上での基盤となるものです。

この基本指針は、法第60条第2項の規定に基づき、「第一」から「第六」までで構成されておりますので、各項目の主な点について説明して参りたいと思います。

まず2ページ目をお開きください。「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項」となります。ここでは、法第1条に規定する目的を達成するための方策、法第2条に規定する基本理念の具体的内容について記載されています。まず、法の内容として、「児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的」としております。

次ページとなりますが、子育て支援については、この法の目的を達成するため「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、良質及び適切な内容及び水準のものとする必要があるとされ、最後の段落で、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭や学校など社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要、とされています。

また、子ども・子育て支援を実施するうえで「一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境」で4ページの中ほどにわたって、「子ども」「子育て」「親」を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、最後の段落で、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要であるとするものでございます。

さらに「二 子どもの育ちに関する理念」では、次ページとなりますが、とりわけ乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、最後の段落において、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、乳幼児期における子どもの健やかな発達を保障することが必要とされています。

6ページの二段落目となりますけれども、「以上のように」のところから、「乳児期」「幼児期」「学童期」において、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが社会全体の基本とされています。

また、「三 子育てに関する理念」の基本的事項といたしまして、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本認識を前提とし、「家庭は教育の原点であり出発点である」という認識の下で、子ども・子育て支援は進められる必要があるとされています。

また、8ページ「四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」では、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要であるとし、『市町村』『国・県』『事業主』『保護者』が果たす役割について記載されているものでございます。

9ページに参りまして、第二の一として、7行目から「子ども・子育て支援に係る制度は、子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、基礎自治体である市町村が制度を実施し、都道府県及び国が重層的に支える仕組み」とされています。

『市町村』は、制度の実施主体として、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施するなど、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う、下から5行目では、このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握したうえで、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内

容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その計画を基に、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとされています。

10ページに参りまして「二」として、関係者は相互の連携及び協働を図り総合的な体制の下に子ども支援を推進することが望ましいとされておりまして、その連携の内容として、「1 市町村内及び都道府県の関係部局間の連携及び協働」のほか、13ページにわたりまして、4点が掲載されているものでございます。

13ページに参りまして、「第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」となります。ここからが、事業計画作成の際の具体的な記載事項が記載されているものです。

まず、構成といたしまして、基本的事項があり、その後、基本的(必須)記載事項、任意記載事項と続き、都道府県の事業計画の後は、その他として事業計画の作成時期や見直しについて記載されています。

まず、「一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項」の「1」として、市町村及び都道府県は、法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成する。その際、次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載し、実施している次世代育成支援対策に係る分析・評価を行うこととされておりまして、

「2」といたしまして、事業計画の作成にあたり、(一)では、関係部局を一元化するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備することとしているほか、14ページに参りまして、(二)では、地域の関係者の意見を反映することが必要とされ、このため、法第77条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴く、としています。また、(三)市町村間及び市町村と都道府県間との連携といたしまして、関係市町村と調整を行うほか、都道府県との連携が挙げられており、具体的には、四半期ごと等の都道府県が定める一定期間ごとに、事業計画の作成の進捗状況等の都道府県が定める事項を都道府県に報告するとしています。

「3の(一)では、事業計画は、地域の人口構造や教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状等を分析し、それらを踏まえて作成することが必要とされ、15ページに参りまして、(二)では、市町村は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うとされておりまして

なお、本日、お手元に配付してございます「ニーズ調査票のイメージ」は、国の子ども・子育て会議での資料を、そのまま配付してございます。このイメージを基にして、八戸市バージョンとして、若干の変更を加えた調査票(案)について、次回の会議でご審議いただく予定としておりますので、参考までに配付しているものでございます。そのため、次回までに、このイメージをご覧になっていただき、調査票について、こういうものなのかというイメージを持っていただければと思っております。

次に「4 計画期間における数値目標の設定」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、事業計画において計画期間内における量の見込みを設定すること、「5 住民の意見の反映」では、事業計画を始め、又は変更しようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くほか、あらかじめ地域住民の意見を反映させる、パブリックコメントなど実施するなど、必要な措置を講ずるよう努めるとしています。

16 ページに参りまして「6 他の計画との関係」となります。下から8行目になります。市町村整備計画、その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間に調和が保たれたものとする必要であるとされています。

次に「二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項」でございます。これは、事業計画に記載すべき必須記載事項となります。

まず「1 教育・保育提供区域の設定に関する事項」として、16 ページの下に記載されています。教育・保育提供区域を定めることとされており、こちらは、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めなさい、とされています。

17 ページの2段落目となりますが、この区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本であるとされています。

「2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」の(一)では、当該市町村に居住する子ども及び保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成することとされています。具体的には、次のページの(1)から(3)に掲げる児童の区分ごとに必要利用定員総数を定めるとされています。

18 ページをご覧ください。

(1)法第19条第1項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもというのは、満3歳以上で保育を必要としない学校教育のみを必要とする子ども、この場合については特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数を定めなさいとされています。

(2)に関しては満3歳以上の保育を必要性とする子ども、(3)については満3歳未満の保育を必要性とする子どもで、この場合については、満1歳未満(0歳)、満1歳～満2歳の区分、この2つの区分に分けて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数の合計数を定めなさい、とされています。

19 ページに参りまして、(二)の(1)になります。「実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」になります。こちらでは、次ページの「ア」～「ウ」までに掲げる区分ごとに、確保の内容を定めなさいとされています。この定める時期といたしまして、3段落目となります。「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整

備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めるとされています。そのために、市町村として、下から 5 行目になります、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要であるとされている他、別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育施設を利用できるよう、あらかじめ関係部局と連携し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保することとされております。

次のページに参りまして、「(2)市町村の認可に係る需給調整の考え方」になります。こちらについては、事業計画に基づき施設整備を行っている途中で、計画外で事業認可の申請があった場合の取扱いについて記載されています。「ア」が基本的な考え方でございますので、まず、事業計画に定める必要利用定員総数、こちらの需要に対しまして、認可の申請を認めた場合、需要に対して供給量が既に需要に達している場合又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によって、これを超えることになると認める場合は認可をしないことができる、とされてございます。ただし、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱ってください、という記載がございまして。「イ」についても、内容的には同じ内容となりますので、ここは飛ばします。

「3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」こちらについては、地域子ども・子育て支援事業、これは子ども・子育て支援法に法定化されております、妊婦健診事業などの 13 事業について記載されてございます。こちらについては、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成することとされております。

(二)では、事業の種類ごとに各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされております。

23 ページに参りまして、「4」こちらは、それ以外に記載する事項、例えば幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援の方法や、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項等について記載してください、とされています。

「三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項」となります。

まず、一点目として産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項のほか、27 ページの「3」まで 3 点の内容について記載されています。

それから 28 ページになりまして「四」については、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」と 44 ページの「五」の「都道府県事業計画の任意記載事項」については、市町村には関係ございませんので、ここでは省くこととします。

46 ページをご覧いただきたいと思っております。「六 その他」でございまして。「1 子ども・子育て支援事業計画の作成の時期」でございまして。こちらは 8 行目となりますけれども、

法の施行の日の半年程度前までに、概ねの案を取りまとめる必要があるとしています。取りまとめる内容として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「提供体制の確保の内容その実施時期」が挙げられています。

「2 子ども・子育て支援事業計画の期間」として、次のページに参りまして、法の施行の日から5年を1期として作成すること、とされています。

「3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」として、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づき対策を実施すること。これらについて、地方版子ども・子育て会議の活用が望まれることとされております。また、評価につきましては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であるほか、法の施行後、認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、量の見込みと大きく乖離している場合、こちらについては、実際には量の見込みで計画を立て、確保の内容を決めますので、あくまでも見込みということなので実績とズレが出る場合もあります。そのまま、確保の内容を実施していけば、実際とズレがでてきてしまいますので、中間年を目安として、必要な場合には、3年目以降の事業計画の見直しを行う、とされているものがございます。

「4 子ども・子育て支援事業計画の公表」として、事業計画を作成したときは、遅滞無く、都道府県知事に提出するほか、これを公表することとされております。

次のページに参りまして、第四になります。こちらは、市町村として、社会的養護施策等の対象となる要保護児童、障害児等特別な支援が必要な子ども等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基盤整備を行うこととされております。

第五につきましては、国が、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための国の施策として、「一」～「四」まで掲載されてございます。

第六といたしまして、まず地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項といたしまして、次のページになります。まず、会議を置くことに努めることとされております。八戸市の場合は既に会議を設置してございます。なお、地方版子ども・子育て会議の運営については、会議が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえて、その事務を処理することができるものとなるよう留意すること、とされております。

「二 子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項」になります。こちらについては、毎年度、事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や費用の使途実績等について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこととされております。そして市町村及び都道府県は、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じること、というように記載されてございます。

かなり駆け足になりましたが、以上で基本指針案の説明を終わります。

○会長（議長）

只今、国から新たに制度の基本指針の案が示されましたので、その解説をしていただきましたが、報告について、何かご質問があれば。どうぞ。

○委員

ニーズ調査の内容は次回ということですが、ニーズ調査の区域ですね。小学校区、中学校区いろいろありますけれども、八戸市はどの区域を、と考えていますか。

○事務局

ニーズ調査の提供区域でございますけれども、まず、先日、県の説明会が行われた際の説明といたしまして、ニーズ調査の結果に基づいて、提供区域を設定することは構わない。ただ、市町村の判断によって、ニーズ調査を実施する前に提供区域を設定してもどちらでも構わないと、説明を受けてございます。ただ、ニーズ調査の後に提供区域を設定すれば、漏れがでてくる地域もございますので、ある程度の概略として、提供区域をおおざっぱという形で定めまして、ニーズ調査の結果をもちまして、更に詳細に提供区域について、この会議で決定してもらいたいと今のところ考えております。

○委員

ニーズ調査というのは、市全体をとということですが。提供と調査とは違うと思うんですけども。

○事務局

まず、基本的には市全体でランダム抽出しての調査という形になりますけれども、漏れがある地区が出てくるといけませんので、その辺も考慮に入れた上で、抽出というような形をとりたいと思っております。

ただ、提供区域の具体的な内容につきましては、国の方で小学校区や中学校区という案も出ていますけれども、八戸市の場合、中心街におけるとか、保育所、幼稚園、認定こども園の配置の分布からすると、一部偏りがでるといえるか、轟地区には幼稚園がまったくないとか、そういった偏りがでてくることとなりますので、一律に小学校区で決めるというわけにはいかないと考えておりますので、これから検討させていただきたいと思っております。

○会長（議長）

よろしいですか。他に。

○委員

今の区域のことで、ご質問いたします。例えば幼稚園の場合は、階上地区などからも入園している方が結構いらっしゃるのですけれども、そういった場合のニーズ調査というのはどのような扱いになるのでしょうか。

○事務局

まず、基本的に今やろうとしているニーズ調査というのは、八戸市民に限定するという形になっております。他の市町村からの保育所とか幼稚園に入ってくるということは当然ございますので、広域的な調整については、都道府県の事業計画の中でやることと基本指針の中では定められておりますけれども、現在、こういった形で広域的な調整が行われるかについては県の方でどのような回答を出すか、検討するのか、というところをさらに確認してみたいと考えております。

○会長（議長）

他にございませんか。

○委員

ニーズ調査のやり方として、抽出の方法ですね、それのおよその計画等が今あれば、教えていただければ。

○会長（議長）

ありますか。

○事務局

まず、小学校就学前の児童と、就学児童との2つに分けます。更に、それらの子どもにつきまして年齢別に何%かの比率を掛けて、調査対象人数を割り出した上で、各地域ごとに分散させていくという方法をとりたい、という形で一応考えております。

○会長（議長）

よろしいですか。他にございませんか。

無いようでございますので、只今の報告を了解したいと思います。

最後にその他ということですが、最初、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○会長（議長）

では、委員の皆様から無いようですので、事務局から何かありますでしょうか。



○事務局

今回の会議日程でございますけれども、次回につきましては、ニーズ調査に関することをメインといたしまして、その調査票の案とか、調査の内容について、具体的にご審議いただきたいと考えております。日程についてですけれども、10月の1日の火曜日、14時からと考えておりますけれども、いかがでしょうか。場所は、ここと同じ委員会室になってございます。

○会長（議長）

それでは、よろしいですか。本日予定いたしました案件は以上でございます。これをもって議事を終了させていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

では、進行を司会の方に戻します。

○司会

それでは委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

なお、本日、ご承認いただきました次世代育成支援行動計画後期計画24年度実施状況につきましては、速やかにこの結果をホームページ等により公開する手続きを取らせていただきたいと考えております。

また、本日の議事録につきましても、作成次第、委員の皆様へ配付したいと考えております。更に議事録につきましても公開することにしたと考えております。

これをもって、本日の会議を終了いたします。おつかれさまでした。

（閉会15：35）

以上